# 奨　学　金　貸　与　規　程

エスジーグループ

（目的）

第１条　この規程は、エスジーグループが次条に該当する者に修学等の費用として奨学金を貸与し、もって有能な人材を養成する事を目的とする。

（貸与資格）

第２条　学習活動、勤務態度、その他生活の全般を通じて態度及び行動がふさわしく、修学等に十分耐えうる健康な者で、下記に該当する者。

（１）東北メディカル学院、八戸看護専門学校に在学する者（学校（院）長の推薦を受けた者）。

（２）上記以外の理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、看護師養成所に在学する者（エスジーグループに勤務している職員（以下「職員」という）含む）。

（３）理学療法・作業療法又は看護学の各分野の大学院に在学する者（「職員」含む。）。

（４）貸与する法人（以下「当該法人」という）の理事長又は代表取締役もしくは取締役（以下「代表者」という）が認めた介護福祉士養成施設に在学する者。

（５）当該法人の代表者が認めた大学（大学院）の医療・福祉学部、又は医療・福祉専修学校に在学する者。

（貸与期間）

第３条　奨学金の貸与期間は、奨学金貸与の決定した日の属する月（入学前において当該決定があった場合は入学月）から修了予定月までとする。

（貸与金額）

第４条　奨学金の貸与金額は、次のとおりとする。

（１）奨学金の月額貸与金額は、下限は５０，０００円とし、１０，０００円毎の段階を設け、上限は１２０，０００円とする。

（２）第２条（２）の看護師養成所のうち２年課程（通信制）に在学する者並びに（４）に該当する者への月額貸与金額は、５０，０００円とする。

（３）第２条（３）に該当する者への月額貸与金額は、当該法人の代表者が必要と認めた金額とする。

（貸与申込み）

第５条　奨学金の貸与を希望する者は、「推薦書」「成績証明書」「履歴書」及び、独立の生計を営む二人の連帯保証人の連署した「奨学金貸与申込書」「連帯保証人調書」「銀行振込依頼書」を当該法人代表者に提出しなければならない。但し、在職者の場合は「履歴書」に修学予定を記入することとし、「推薦書」「成績証明書」は要しない。

２　奨学金を希望する者が未成年の場合は、「法定代理人による同意書」を当該法人の

代表者に提出しなければならない。

（貸与の決定）

第６条　前条の規定による申し込みに基づき、奨学金の貸与を決定したとき、当該法人代表者は「奨学生採用決定通知書」を該当者に交付する。

２　前項により奨学金貸与を決定された者に対し、当該法人代表者は第４条の規定による金額を毎月末日に当該奨学生等の指定する預貯金口座に振り込むものとする。

（返還）

第７条　奨学金の貸与を受けた者が、当該奨学金の対象資格を取得した後、当該法人等の運営する施設に次の期間継続して就業した者は、奨学金の返還を免除する。

〔継続して就業する月数（ヶ月）〕＝〔貸与総額（円）〕÷〔５０，０００円〕

※商は小数点以下を切り上げる。

２　当該法人の運営する施設を退職する者で、貸与残額がある者はその額を一括返還する。

〔返還額（円）〕＝〔貸与総額（円）〕－〔免除額（円）〕※

※〔免除額〕

＝〔５０，０００円〕×〔当該奨学金の対象資格を取得した後就業した月数〕

３　奨学金の貸与を受けた者が、当該奨学金の対象資格を取得した後、当該法人等の運営する施設に就業しない者は、奨学金全額を一括返還しなければならない。

４　奨学金の貸与を受けた者が、当該奨学金の対象資格を取得できない者は、奨学金全額を一括返済しなければならない。ただし、当該法人代表者が認めた場合、１年間に限り奨学金の返還を猶予できるものとする。

５　次の各号に該当する期間は、第１項に規定する「継続して就業する月数」に含めないものとする。

（１）就業規則第１０条に規定する休職の期間

（２）就業規則第１９条に規定する産前及び産後の休暇の期間

（３）就業規則第２１条に規定する育児休業等の期間

（４）就業規則第２２条に規定する介護休業等の期間

（報告義務）

第８条　奨学金の貸与を受けている者は、学業の目的が達成されているかどうかの証明のために、毎年度末に当該法人代表者に成績証明書又はそれにかわる書類を提出しなければならない。

（異動の届出）

第９条　奨学金の貸与を受けている者は、次の各号に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、直ちに当該法人代表者に届出なければならない。

（１）休学、復学、退学又は中止のとき。

（２）停学、その他の処分を受けたとき。

（３）連帯保証人を変更したとき。

（４）本人又は連帯保証人の住所、氏名その他の重要な事項に変更があったとき。

（奨学金の辞退）

第１０条　奨学金の貸与を受けている者は、いつでも奨学金の貸与を辞退することができる。

（貸与の休止及び中止）

第１１条　奨学金の貸与を受けている者が、奨学金を受けるために承認された学校等を休学したときは、その日の属する月の翌月から、復学した日の属する月までの貸与を休止する。

２　奨学金の貸与を受けている者が留年した時は、１年間貸与を休止する。

３　奨学金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当したときは、その日の属する月から貸与を中止し、全額奨学金を一括返還する。

（１）停学処分を受けたとき。

（２）退学したとき、又は退学させられたとき。

（３）心身の障害のため、卒業する見込みがないと学校長等が認めたとき。

（４）２回目の留年をしたとき。

（５）奨学金の貸与を辞退したとき。

（利息）

第１２条　第７条２項および３項ならびに４項、第１０条、第１１条３項の規定に基づき貸与奨学金を返還するときは、当該返還時における日本銀行発表の長期プライムレートによる利息を付するものとする。

（連帯保証人の義務）

第１３条　奨学金の返還について、奨学金の貸与を受けた者が返済しない場合には、連帯保証人がこれを弁済しなければならない。

（裁判管轄の合意）

第１４条　本規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当該法人の住所地を管轄する裁判

所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（エスジーグループ）

第１５条　この規程において、エスジーグループとは、次に掲げる法人をいう。

（１）公益財団法人シルバーリハビリテーション協会
（２）医療法人仁泉会
（３）医療法人幸信会
（４）社団医療法人久仁会
（５）社会福祉法人みやぎ会
（６）社会福祉法人もみじ会
（７）株式会社サンメディックス
（８）株式会社いわい
（９）株式会社しずく
（１０）学校法人臨研学舎
（１１）社団医療法人康生会
（１２）医療法人青樹会
（１３）医療法人ひろせ会
（１４）社会福祉法人シャングリラ
（１５）医療法人社団Ｍ＆Ｂコラボレーション
（１６）東北医療福祉事業協同組合

（貸与額の変更）

第１６条　奨学金の貸与を受けている者が月額貸与金額の変更を希望する場合には、本規程第５条の貸与申込み手続きと同様の手続きをとることとする。

（その他）

第１７条　本規程に定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

（附　則）

この規程は、平成１６年　４月　１日　　施行
平成２１年　１月　１日　　改定
平成２２年　６月２５日　　改定
平成２４年　６月　１日　　改定
平成２５年　６月　１日　　改定
平成２６年　６月　１日　　改定
平成２７年　４月　１日　　改定

平成２８年　８月　１日　　改定
平成２８年　９月　１日　　改定
平成２９年　２月　１日　　改定